令和6年度

長生小学校空調改修工事

図面番号	図 面 名
M - 1	特記仕様書①
M - 2	特記仕様書②
M – 3	特記仕様書③
M - 4	特記仕様書④
M - 5	特記仕様書⑤
M - 6	特記仕様書⑥
M - 7	付近見取図兼配置図、機器表
M - 8	1 階平面図(空調)【特別管理教室棟、管理・教室棟】
M - 9	3 階平面図(空調)【特別管理教室棟】
M -10	2 階平面図(空調)【特別教室棟】
M -11	キュービクル結線図
M -12	電灯盤結線図
M -13	動力盤結線図・天井改修詳細
M -14	1 階平面図(電気)【特別管理教室棟、管理・教室棟】
M -15	3 階平面図(電気)【特別管理教室棟】
M -16	2 階平面図(電気)【特別教室棟】

阿南市 教育委員会 教育部 教育総務課

事概要		章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
工事名称	長生小学校空調改修工事	⑦ 下請負人の選定	◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共		◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保する
工事場所	阿南市長生町五反地		に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない. なお、 請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請 契約する場合には、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない.		とともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、 監督員から「資機材保管計画書」(任意様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
建物概要	建物名称 長生小学校 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上3階(特別管理教室棟、管理・教室棟、教室棟)、地上2階(特別教室棟)		◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはなら		◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
			ない. (なお, 有資格業者とは, 建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう.)		・仮囲いを設置する場合は、設置後に「現場安全再確認シート(任意様式)」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
工事種目	種 目 エ 事 概 要 管工事(一部建築工事及び 空調設備改修工事(撤去・新設)及び改修に伴う建築工事・電気工事 電気工事) 職員室: 天吊形エアコンの撤去・新設 校長室: 床置形エアコンの撤去・壁掛形エアコンの新設 保健室: 壁掛形エアコンの撤去・新設	8) 施工体制台帳及び 施工体系図	(1)施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負 通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳 を工事現場に備え置かなければならない。		◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
	図書室:天吊形エアコンの撤去・新設 多目的ホール:天吊形エアコンの撤去・新設 相談室:壁掛形エアコンの新設 エアコン電源配線の一部撤去・新設 天井の一部撤去及び張替		(2)施工体系図の作成及び掲示 受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関 係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事 関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 (3)警備業者の記載 受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保		・受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
その他	本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。(※ 阿南市で特例措置が出た場合、記載する)			① 交通安全管理	◎輸送災害の防止 受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、3 通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導警備員の配置、標識、3 全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
仕様書 項 目 適用基準	特 記 事 項 ©図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。	-	(5)施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。		特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件及びその位置と必要な措置について、工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ②過積載による違法運行の防止
	 ・公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。) ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。) 		ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。 (6) 再下請負通知書を提出する旨の書面の掲示 受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。		受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に、次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。 ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
	 ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版 ・公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ・公共建築木造建築工事標準仕様書 令和4年版 ・建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版 	⑨ 電気保安技術者等	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。		・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さない。 と ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある
	 ・建築工事標準詳細図		 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 	① 発生材の処理等	◎発生材の処理等は、次により適正に行う。(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き
	また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする. ①建築工事監理指針(令和4年版)(以下「監理指針」という。) ②建築改修工事監理指針(令和4年版) ③電気設備工事監理指針(令和4年版)	① 施工中の安全確保	◎工事用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分に周知・徹底す		渡しを要する. (2)上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること、受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては
	④機械設備工事監理指針(令和4年版)	(1) ルエーの女主権は	◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を受けること。 (3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」
憂先順位	◎設計図書の優先順位は、次の順とする。①質問回答書(②から⑤に対するもの)②補足説明書		理人, 監理技術者, 主任技術者の別, 氏名, 会社名, 工事名を記載し, 顔写真を添付すること. ③工事現場の安全衛生管理については, 労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと.		は「発生材の処理等」による。 (4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。 (5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、あれば、監督員の指示に従うこの
	③特記仕様書(共通仕様書を含む)④図面⑤公共建築工事標準仕様書等		◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。		(6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を始め とする関係法令に基づき、作業や手続きを行う、家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサ イクル法により処理すること。 (7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3),産
工事実績データの登録	(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。		 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について、工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 		業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監査員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業所棄物管理票の写しを提示しなければならない。
	(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする. (b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする. (c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする. (d) 訂正時は、適宜とする.		・地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として、試掘を行い、当該埋設物の種類、 位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。		◎アスベスト調査 (1)解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査 し、あれば監督員の指示に従うこと、既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること、なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。
	なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 (2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監		◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度、補修又は補償すること。		既存の分析調査結果の貸与(あり・なし). (2)事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び大気汚染防止法により行うこと. ・調査結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること. 監督員 へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと.
	督員に提示しなければならない。 なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。		◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む.)又は貨物自動車から下ろす作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む.)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。		・調査結果は3年間保存すること. ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること. ・分析によりアスベスト含有調査を行う場合は、JIS A 1481-1によること.
工程表	◎受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日(土曜日、日曜日、祝日等を除く.)以内に提出すること.		◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から下ろす作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。		◎アスベスト含有成形板の除去(レベル3)・養生等(1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による.外部足場(種類: , 仕様 枚布, D= cm, シート種類:)
に事の着手	◎受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。		◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。		仮囲い高さ: H= m (2) 建築物内部で除去作業を行う場合は、建具等を全て閉じた状態で行う。閉じることの出来ない開口部の養生方法及び解体用仮設の仕様は下記による。 内部足場(種類: 脚立足場)
拖工計画書等	◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。		◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納 忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。 なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。		養生種別(【床】 養生シート張り 二重張り シート厚0.15mm 【壁】 一重張り シート厚0.08mm) ・工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行うこと。
	・上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。		◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。		(1) 除去は、アスペストを含まない内裏材及い外部建具の撤去にささかりて行うこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則「手ばらし」とする。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。
	◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。				(3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を

阿南市富岡町トノ町12番地3	●工事名	●縮尺		設 計	図面番号
阿南市役所	長生小学校空調改修工事		NON		
教育委員会 教育部 教育総務課	●図面名	●年月		(岛)	M-1
(0884) 22-3299	特記仕様書①		令和6年4月	(3)	

1.0	特 記 事 項	□ 章 □ 項 目	特 記 事 項	□ 章 項 目		特記事項		
(12) 発生材の処理等	(4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 ・除去箇所一覧表		・県内産資材の原則使用 (1)受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない、ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2)受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければ		年4月9日改正)」に基づき指定され 用する建設機械の全景及び型番等, 提出するものとする。ただし、同期 限りでない。なお、同規程に基づき	氏騒音型・低振動型建設機械の指定にれた建設機械を使用するものとする。 同規程に基づき指定された建設機械 現程に記載されていない機種,規格の 手指定された建設機械を現場に供給す 徳島県公害防止条例等の関係法令を	現場代理人は、施工現場 であることが分かる写真 建設機械により施工する るのが著しく困難な場合	において使 [を監督員に 場合はこの
	・施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 ・資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の		保内産資材 (次のいずれかに該当するもの) (1)材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 (2)徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内 産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。		以内毎に1回特定自主検査を実施済施工計画書に添付し提出すること。 ©不正軽油の使用禁止 受注者は、ディーゼルエンジン仕様	安全衛生法により特定自主検査が義務 みの機械を使用し、その検査証明書 様の車両及び建設機械等を使用する場 て使用してはならない、また、受注者	(検査記録表) の写しを係 合は, 地方税法 (昭和25	使用工種の 5年法律第22
	再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という」.) に基づく対応は、以下のとおり行うこと. (1)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という.) において、コンクリート(二次製		注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 ◎県内企業調達建材等の優先使用	17. 遠隔臨場の試行	の採取調査に協力しなければならた ◎受注者は、当初請負対象金額(設計		さいて - 遠隔眩場の実施を	を 希望する
	品を含む.),土砂,砕石,加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には,(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という.)により再生資源利用計画書を作成し,監督員に提出すること.		を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。	77. AZS 1173 IMBS 793 V P D 4 1 3	場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関	関する試行要領」に基づき遠隔臨場を 金額)が税込7手万円以上の場合に ま	実施することができる.	
	(2)受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用		なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画 書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。 ・県内産再生砕石の原則使用	18) 工事看板等	する試行要領」に基づき遠隔臨場を◎工事現場には、工事看板を監督員の		こと.	
	促進計画書を作成し、監督員に提出すること。 (3)受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。 (4)受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。		受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年 法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可におい て同じ.))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。		◎受注者は、本工事において使用する て使用するよう努めなければならた る県内産木材購入実績報告書」を監	ない. 県産木材を購入した場合, 受注		
	(5) 受注者は、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、 監督員に提出すること。 (6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。 (7) 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施 設の種類及び住所を必ず入力すること、ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除く		・アスファルト舗装の材料 受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合 材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければ ならない。		◎受注者は、監督員から渡される「打関係者が見やすい場所に掲げるととのいずれかに該当する工事は対象が(1)区画線工事、舗装工事、標識設置	技能労働者への適切な賃金水準の確保ともに、掲示状況を工事写真として提 トとする. 工事、照明灯工事		
	・建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。 また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用 ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。	14. 化学物質を発散する 建築材料等	 ・本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。 (1)合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (2)保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (3)接着剤は、フタル酸ジーnーブチル及びフタル酸ジー2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 	19. 仮設トイレ	ただし、特段の理由がある場合はこ・当初請負対象金額(設計金額)5原則として「洋式トイレ」を設置として「女性専用トイレ(快適ト・当初請負対象金額(設計金額)5原則として「快適トイレ」を設置	合、次のとおりとしなければならないこの限りではない. 千万円未満の工事 置しなければならない.また,現場従 マイレ)」を設置しなければならない	事者に女性が含まれる場 ・ 事者に女性が含まれる場	
13 材料・製品等	◎本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。		 (4)塗料(塗り床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 (5)(1),(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 		なお、洋式トイレとは、和式トイレ	易合、「仮設トイレ設置報告書」を監 ンの便座部分を洋式化したトイレのこ 5、防臭対策・施錠の強化などが実施	٤.	
	◎受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその 証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS 又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りで ない。 なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行	(15) 施工	◎設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による.	② 設計変更箇所確認		易合, 受注者は, 工事監理業務受注者 務受注者とともに定期的に確認するこ 设計変更箇所及び内容を監督員, 工事	٤.	
	の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする. ・県産木材の原則使用		◎工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、 又は教育総務課(22-3299)へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。		り確認すること	KGI 友丈回加 及い内谷で血目具。 土宇	<u> 五</u> 年未 彷 文 注 有 こ こ む に	-, 盲風によ
	(1)受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2)「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。		◎品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと、結果が管理値を外れるなど 疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと、また、その原因を検討し、再発防止の ための必要な処置をとること。	21. 工事検査及び技術検査	・次表により中間検査の対象工事とた とする. ただし, 工事検査員が認め 当初請負対象額	なった場合は、原則として次表の実施 かる場合は、一般入札工事に限り、こ 一般(指名競争)入札工事		
	(a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3)受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を		◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。		3千万円未満 3千万円以上5千万円未満 5千万円以上1億円未満 1億円以上	- - 10 20	1回 2回 2回 3回	
	使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4)受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。		◎本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。		(注)低入札工事とは,低入札価格調査 一般入札工事とは,低入札工事以	以外の工事をいう。		
	(5) 県内の森林から直接調達するなど, 前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した 書類を監督員へ提出しなければならない.		◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、 承諾を受けて次の工程に進むこと。		に監督員と協議すること.	D工程を考慮し,施工上の重要な時点		結後速やか
	・製材等(製材,集成材,合板,単板積層材),フローリング,再生木質ボード(パーティクルボード,繊維板,木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む.)が行われたものを使用する.ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする.		◎試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、 監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。			なる場合は、中間検査を省略すること 請負対象額にかかわらず、基礎杭エ		産施する.
	また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドライン	16. 建設機械等	・排出ガス対策型建設機械 本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号最終 改正平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス 対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装 置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこ	(22) 完成図等	・外壁改修工事等において、足場が指 なるおそれがある場合は、当初請負 ・電子納品:対象	放去され,しゅん工検査時に検査員に 負対象額に関係なく,中間検査の実施		
	に定める合法な木材であることの証明は不要とする.		直の開発」、又はこれと同寺の開発目標で実施された氏前開発建設技術の技術番倉・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現	(4.6) 元队凶等	・電子納品: 対家 ○受注者は、原則として「徳島県電子 ごの各業務段階の最終成果を電子 「			
	(())栏付手 記載321(1)/注1)注到//从到/八件楼 1)手は、監督日の選手を受けり、予報酬をの手には八字子・	and the second s	- ロスクベメキキのバルのバルのバルが出力のかに表現で表現した特別域域で使用する場合、現場11年人は爬土現	1 1				
	◎標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工 法による.		場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。		CV I A JAKIN WALLET 19			

教育委員会 教育部 教育総務課

(0884) 22-3299

●図面名 特記仕様書②

●年月

令和6年4月

M-2

音 項 日	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項	章 項 目	特 記 事 項
一 (2) 完成図等 章 一 般 共	 ◎提出書類 ・しゅん工図(製本1部,電子データ1部)(サイズ:監督員から別途指示がある場合を除き,原図版とする) ・工事写真(写真帳1部(着手前及び完成写真),電子データ1部) ・使用材料一覧表(1部(うち1部は竣工図表紙裏面に貼付),電子データ1部) ・保全に関する資料 	7 1	19 AC 7-78	7 7	11 110 7 7
理 事 項	・阿南市建築工事様式集で監督員が指示したもの。 ⑤しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-R等に保存する。				
	◎工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する. 完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること.				
	②工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。 区 分 サーイ ズ 着 手 前 カラー、手札版又はサービスサイズ 施 エ 中 カラー、手札版又はサービスサイズ 完 成 写 真 カラー、手札版又はサービスサイズ				
	◎工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする.				
② デジタル工事写真の 小黒板情報電子化	 ◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。 ◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。 				
② 火災保険	 ◎火災保険 本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む.))を請負額に応じて付保する.(標準請負契約約款 第55条) (1)対象物 工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する. (2)付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる. ・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等) (3)付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する.また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する. (4)保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする.なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する. (5)その他 ・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する. ・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす. 				
25. 公共事業労務費調査	◎当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない、また、本工事の工期経過後においても、同様とする、調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない、また、本工事の工期経過後においても、同様とする、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない、受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。				
②6)暴力団等からの不当要求又は工事妨害の排除	 (1)受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合((2)に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。 (2)受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けしなければならない。 (3)受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。 (4)受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「阿南市公共工事標準請負契約約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 (5)受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。 (6)受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。 				
			阿南市富岡町トノ町12番地3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課	●工事名 長生小学校空調 ●図面名	●縮尺 NON 設計 図面番号 ●毎月 M-3

●図面名 特記仕様書③

教育委員会 教育部 教育総務課

(0884) 22-3299

●年月

令和6年4月

)官公署その他への届出手続等		公署への諸手続などの費用は	本工事に含む.	4)施工条件	│◎施工条件は下記(こよる.				6. 養生	◎本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修する.
	官公署その他への	届出手続等は(標仕<1>1.1.	3) により行う. なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする.	<u>"</u> ""→*\"	・施設の使用に影響 また、休日におい	響のある,振動,騒音,粉 いても施工管理者から作業	中止の要望	う作業は平日の授業中は原則施行できな 星がある場合は、作業の中止を行う場合 と重なる為、工事車両は通行しないまの	がある.	<u> </u>	・工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品は次のとおりである.受注者は,注意事項に従い適切な措
	□□目公者をの他への	油山于枕寺を仃つにあたり,	届出内容について, あらかじめ監督員に報告する.					:重なる為,工事車両は通行しないもの 対象止の要望がある場合は,工事車両の			置を施すこと. 備品等名称
能士			以下「作業」という.) のうち、各工事毎に適用する作業		・現場納まり上の	トラブルや工程の遅延防止			1#0 <i>hh-1</i> - <i>1</i>		保管場所注意事項
		力開発促進法による一級技能	士または二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明す		上、監督員・施設	設管理者へ提出し, 承認を	得ること.	된にこれをフォローする週間工程表を定			工忌争供
	る資料を監督員に 技能十は 適用す		が自ら作業をするとともに,他の技能者に対して,施工品			(イベント)により施工時 星延防止に配慮すること.	期が制限さ	される場合があるので、施設管理者と <i>の</i>	調整・情報共	(7) 機材の品質等	 ◎本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等以上のものと
	質の向上を図るた	めの作業指導を行うこと. 技	能士は,氏名,検定職種,技能士番号等県が指定した内容		・施工時間は, 原貝		ただし、	夜間又は休日作業となる工程について	まこの限りで	1,100000000000000000000000000000000000	する.
		により,資格を明示するもの 作業についてもその活用を図			ない. ・本工事は、完成し	した部位毎に部分供用を開	始する予定	Eである。部分供用開始前には,発注者	・受注者・施		ただし、同等以上のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
	○印 ・・・ 適用作	ŧ						易)を行うので、受注者は、日頃の書			◎下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(5)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
	工事種目	技能検定職種 とび	技能検定作業・とび作業		・現場着手前に改修			らと共に,施設管理者へのヒアリングを	·行い,その結		(1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること.
	鉄筋工事	鉄筋施工 型枠施工	・ 鉄筋組立て作業 ・ 型枠工事作業		果を施工計画・仮	反設計画・施工図等の作成	に十分活用	目すること.			(2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること. (3) 法令等で定める許可,認可,認定又は免許を取得していること.
	コンクリート工事	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	5 発生材の処理等	◎発生材の処理等は	ま,標仕<1>1.3.9「発生材	「の処理等」	により行う.			(4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 (5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。
	鉄骨工事 コンクリートブロ	鉄工	• 構造物鉄工作業		◎産業廃棄物の種类	類毎に次の処分場を指定す	る.				
	ック・ALCパネ	ブロック建築	・コンクリートブロック工事作業		種類	処分許可業者の会社名	車両	所在地	運搬距離		品 目 機材名・注記 鋼製簡易ボイラー (簡易貫流ボイラー含む) , 鋳鉄製ボイラー (鋳鉄製簡易ボイラー含む) ボイラー (翻想は ボイラー (対象) (は 別番 は がんこうか) と (対象) (対象) (がんこう は 対象) (対象) (がんこう は 対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象) (対象)
	ル及び押出成形セ メント板工事	・エーエルシーパネル施工	・エーエルシーパネル工事作業		廃プラスチック	(処分区分) (財)徳島県環境整備公社	2 t	処分地 阿南市橘町小勝187番の地先	(km) 14. 0		ポイラー 鋼製小型ボイラー (小型貫流ボイラー含む), 鋼製ボイラー 温水発生機 真空式温水発生機 (鋼製・鋳鉄製), 無圧式温水発生機 (鋼製・鋳鉄製)
			・ アスファルト防水工事作業・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業			橘処分場		阿南市橘町小勝187番の地先 阿南市橘町東中浜174番地			_{冷連機} チリングユニット (空気熱源ヒートポンプユニット含む), 吸収冷温水機
			・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業		金属くず(有価)	虎尾商事制	2 t	阿南市橘町東中浜174番地	9. 5		ペパスペペパス 吸収冷温水ユニット、遠心冷凍機 冷却塔 冷却塔 冷却塔
	防水工事	防水施工	・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業		天井ボード アスベスト含有	(株)明和クリーン	2 t	徳島県三好市山城町寺野956-3 徳島県三好市山城町寺野956-3	120. 0		ユニット形空気調和機、ファンコイルユニット (カセット形含む)
			セメント系防水工事作業シーリング防水工事作業								空気調和機 コンパクト形空気調和機、パッケージ形空気調和機、マルチパッケージ形空気調和機 ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
			・ 改質アスファルトシートトーチエ法防水工事作業								空気清浄装置 エアフィルター (パネル形, 折込み形, 袋形), 自動巻取形エアフィルター, 電気集塵器
	石工事	│ │ 石材施工	・ FRP防水工事作業 ・ 石張り作業								全熱交換器 全熱交換器 (回転形・静止形) , 全熱交換ユニット 送風機類 遠心送風機 (多翼形送風機) , 斜流送風機 , 軸流送風機 , 消音ボックス付送風機
	タイル工事	タイル張り	・ タイル張り作業・ 大工工事作業			良」欄に丸印の入っている 処分業者」という.) 」で		「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定 と示す.	ː業者(以下「優		ポンプ類 横形遠心ポンプ、水中モーターポンプ、立形遠心ポンプ ダクト付属品 吹出口・吸込口、風量ユニット(定風量・変風量)
	屋根及びとい工事	建築板金	· 内外装板金作業						:+ の担合		自動制御 自動制御システム
		スレート施工 内装仕上げ施工	・ スレート工事作業・ 鋼製下地工事作業		処分単価の見積割	書を求め、減額変更を行う	ことがある				衛生器具 衛生器具ユニット
	金属工事	建築板金	· 内外装板金作業					音(以下,「優良産廃処分業者」という B産廃処分業者に変更すること.ただし			タンク FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)
	左官工事	左官 サッシ施工	・ 左官作業 ・ ビル用サッシ施工作業		より優良産廃処分	分業者以外の処分場で処分	を行う場合	合は、理由書を監督員に提出すること.	, manager (2° 1121 =		密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用) 消火装置 スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
	建具工事	ガラス施工 自動ドア施工	・ ガラス工事作業・ 自動ドア施工作業					ヽては,中間処理施設のみとする. 施設への搬出を原則とする.			
	カーテンウォール エ事	+ -> ++-	・ 金属カーテンウォール工事作業								厨房(機器 厨房ンステム 鋳鉄製ふた マンホールふた、弁桝ふた
		サッシ施工 ガラス施工	・ ビル用サッシ施工作業・ ガラス工事作業								○機服数は、同二寸 Z IVルでは可能をよっている。 はちがっている はちがまるなってがっている
	塗装工事	塗装	・ 建築塗装作業 ・ プラスチック系床仕上げ工事作業								◎機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限 定しない.
	内装工事	内装仕上げ施工	・ カーペット系床仕上げ工事作業								 ◎機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.6により行う、製造者において試験方法を定めている項目
		表装	・ ボード仕上げ工事作業・ 壁装作業								については、試験要領書を提出する。
	配管工事	配管	・ 建築配管作業・ 溶融ペイントハンドマーカー工事作業								
	舗装工事	路面標示施工	・ 加熱ペイントハンドマーカー工事作業							8 施工調査	◎工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
	機械設備	造園 冷凍空気調和機器施工	・ 造園工事作業○ 冷凍空気調和機器施工作業								◎工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。
ユエ事との工事区分			工事 電気工事 管工事 空調工事 その他							9)総合試運転調整	◎総合試運転調整の項目は次によるものとし、試運転調整完了後に記録表・測定表等の報告書を監督員に提出すること。(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2を参考にする。)
	深、壁、床スリー 同上穴埋補修 スリーブ開口補強 同上(リンブレン	(鉄筋) C									・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 飲料水の水質の測定 ・ 雑用水の水質の測定 ・ 低圧屋内配線、弱電流電線の絶縁抵抗測定 ・ 冷媒漏えい点検・整備記録簿
	原上(リンプレン 床、天井点検口 設備機器天井開口	C								10 立会確認	◎立会確認をおこなうの項目は次によるものとし、監督員と日程調整をおこなうこと。
	同上切込み及び	開口補強 C									・ 空調機器搬入時 ・ 気密試験 (開始時・終了時)
	衛生器具取付のブ 空洞部分のモルタ	ル埋め	0								
	縦樋(GLまで) 盤, 便器等の箱入										
	同上補強	C)								
	給排気ガラリ取り 空調機器類の基礎)								

ொ	南市富岡	岡町	トノ目	打 1	2番:	地 3
	冏	南	市	役	所	
教	育委員:	会 教	育部	教	育総	務課
	(0884)	22-	-329	9	

耐震施工	・設備機器の固定は、施設の分類並びに機器の種別、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用外高地震力に対し、移動、転倒、磁場等が失いたうにする。	① 仮設工事	◎既存電気設備利用(○出来る)・ 出来ない)、電力料金(○有償)・ 無償)	・空調対象室部分(天井内を含む)に設置する全熱交換器の外気取入用ダクト及び排気用ダクトの保温は	
	び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする. なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする. ・設計用水平地震力		ただし、施設管理者と協議すること.	25mm厚とする. ・厨房用排気ダクトの断熱 (隠ぺい部)	
	・設計用水平地長力 機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする.なお、設計用標準水平震 度は、特記なき場合は下表による.		● 成件機械設備利用(山木 ⑤)・ 山木 ない), 用水料金 (有頂) ・ 無頂) ただし、施設管理者と協議すること.	・ 厨房用併成メグトの側点 (息へい部) ・ 1・(4)・1A (又は同・(4)・1A) ・ 1] わない ・ 10 の 冷媒管の保温外装は次による.	
	• 設計用鉛直地震力		◎工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。	屋内露出 · 合成樹脂製カバー (A1·(ロ)·I)	
	設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする. ・施設の分類、地域係数		ただし、施設管理者と協議すること。 ・同用地は、(〈図示の場所(♪)・ 用意していないので業者にて◇施設管理者と協議の上◇)設けること。	・ 保温化粧ケース (<u>耐候性樹脂製</u> ・) 屋外露出 ・ ステンレス鋼板 (E2·(ロ)·1)	
	・施設の分類(・特定の施設 ・一般の施設) ・地域係数(・1.0 ・0.9) ・重要機器		・同用地に対する借地借家料を()円見込んでいる。	・ 保温化粧ケース (・ ステンレス鋼板製 ・ 高耐食性溶融亜鉛めっき鋼板製 ・ 耐候性樹脂製 ・)	
	・ 給水機器 () ・ 排水機器 () ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器 ・ 防災設備 ・ 監視制御装置 ・ 危険物貯蔵装置 ・ 火を使用する設備 ・		・交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 日間配置すること. ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に	・膨張管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管の保温は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による.	
	設計用標準水平震度 特定の施設 一般の施設 設置場所 機器種別 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器		一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている ・ 義務付けられていない). ・警備員は、延0人(昼0人、夜0人:うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件	・建物内エア抜き管の保温(エア抜き弁以降の配管は除く)は、標仕<2>3.1.4の温水管の項による。	
	機 器 2.0 1.5 1.5 1.0 上層階		の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求が	◎空気調和機、ファンコイルユニットの排水管の保温は、標仕⟨2⟩3.1.5の排水管の項による.	
	水 槽 類 2.0 1.5 1.5 1.0 機 器 1.5 1.0 0.6		あるときは、これを提示すること。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)	・給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする.	
	中層階 防振支持の機器 1.5 1.5 1.5 1.0 水 槽 類 1.5 1.0 0.6		とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない.	・次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。	
	機 器 1.0 0.6 0.6 0.4 1階及び地下階 防振支持の機器 1.0 1.0 1.0 0.6		・足場及び作業構台の類を (・本工事で設置する・関連工事が定置するものを無償で使用できる). ・外部足場(種類: ・対部足場(種類:	(・ ダクトスペース、パイプシャフト内 ・)	
	水 槽 類 1.5 1.0 1.0 0.6		※足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(建築標仕<2>2.2.4)の 別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式により行うこと.	・次の部分の露出する電線管,支持金物,架台等は塗装を行う. (・一般居室,廊下等・・・・)	
	(注)・上層階の定義は次のとおりとする. 2~6階の場合は最上階、7~9階の場合は上層2階、10~12階建の場合は上層3階、 13階以上の場合は上層4階		承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。 ・内部足場(種類:	◎屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装不要とする。	
	・水槽類にはオイルタンク等を含む。 ⑤質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定す	18) 空気調和設備・換気設備	◎配管材料については、次表による.給 水 管 水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6742) HIVP	◎硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る	
	◎貝里100kg以下の軽単な機器 (標性の適用を受けるものは除く)の取引については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。			・ダクトの区分 (・ 低圧ダクト ・ 高圧1ダクト (範囲は図示) ・ 高圧2ダクト (範囲は図示))	
	・横引き配管等の耐震支持は、施設の分類に応じたものとする。		配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459) 水道用ポリエチレン二層管 (JIS K 6762) ①W又は②W	・長辺の長さ1,500mm以下の長方形低圧ダクトの工法 (・ コーナーボルト工法 (・ 共板フランジ工法 ・ スライドオンフランジ工法)	
あと施エアンカー	◎あと施工アンカーボルトの選定については、次による。		水道配水用ポリエチレン管 (JWWA K 144) (EF継手) 排水・通気管	・ アングルフランジエ法) 上記以外の長方形ダクト及び厨房排気ダクトは、アングルフランジエ法とする.	
	(1)機器類の固定には、金属拡張アンカー おねじ形又は接着系アンカー を使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。		排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管 (WSP 042) DVLP 耐火二層管 (内管 V P)	・厨房用ダクトの板厚は「火災予防条例準則の運用について」を適用する.	
	(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		(地中埋設部) リサイクル硬質塩化ビニル三層管 (JIS K 9797) RS-VU 給 湯 管 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA (管端防食継手) 配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3459)	・ダクトの防火区画貫通部は標準図 [施工42] ダクトの防火区画貫通部施工要領による.	
	(2) 配管・ダクトの吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する. なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする.		(地中埋設部) ポリブテン管 (JIS K 6778) 消 火 管 配管用炭素銅鋼管(白) (JIS G 3452) SGP (地中埋設部) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (WSP 041) SGP-VS	・吹出口・吸込口については次のとおりとする ボックス (・ 亜鉛鉄板製 ・ グラスウール製)とする。	
	(3)屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融		ガス管 配管用炭素鋼鋼管(白) (JIS G 3452) SGP (地中埋設部) ポリエチレン被覆鋼管 (JIS G 3469) 原管はJIS G 3452	・ウェザーカバーについては次のとおりとする. ・材質 (・ ステンレス製 ・) ・塗装 (・ 指定色塗装 ・ 耐重塩害仕様)	
	亜鉛めっきを施したものとする. 		(地中埋設部) ガス用ポリエチレン管 (JIS K 6774) 冷 媒 管 〇 冷媒用断熱材被覆銅管 (JCDA 0009) ポリエチレン保温材(難燃性) 空調用排水管 〇 硬質ポリ塩化ビニル管 (JIS K 6741)	・付属品 (・網 ・ 防火ダンパー (図示による) ・ 別図による) ・ベントキャップについては次のとおりとする.	
非破壊検査	◎はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。		全調 用 排 水 管 0 便員ホリ塩化ビニル管 (MSP 042) DVLP 耐火二層管 (内管 V P) (MSP 042) DVLP	・材質 (・ ステンレス製 ・) ・形状 (・ 深形 ・ 丸形防風板覆い付) ・塗装 (・ 指定色塗装 ・ 耐重塩害仕様指定色塗装)	
	◎施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う.なお、探査の結果、放射線透過 検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする.			・付属品(・水切り・ガラリ・網・防火ダンパー(図示による)・別図による)	
			<td c<="" color="1" rowspan="2" td=""><td>◎冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする.</td></td>	<td>◎冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする.</td>	◎冷媒管口径、電気配線サイズは製造者の標準仕様とする.
各種荷重計算	・屋上、塔屋等に設置する機器・・		一般配管用ステンレス鋼管 (JIS G 3448) 冷 却 水 配管用炭素鋼鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP		◎屋内機,屋外機間の電気配線(アース共)は冷媒管と共巻きとする.
強度計算	・ 配管及びダクト支持材 ・ 煙道支持材 ・		膨張・空気抜 配管用炭素鋼鋼管(白) (JIS G 3452) SGP ・補給水 水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管 (JWWA K 140) SGP-HVA (管端防食継手)	・屋外機の防振措置は、図示による。	
			蒸気(往) 配管用炭素鋼鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP 蒸気(復) 圧力配管用炭素鋼鋼管(黒 Sch 40) (JIS G 3454) STPG370	◎冷媒配管のろう付け及び溶接作業は、酸化防止措置として、配管内に不活性ガス(窒素ガス)を通しなが 行う. (標仕〈2〉2.4.6)	
コンクリート工事	◎対象物: ・ 強度試験 (・ 第三者機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調合表提出		油・油用通気 配管用炭素鋼鋼管(黒) (JIS G 3452) SGP (注)表中の〇印のある配管材料を本工事に適用する。 (対象を表現の一)	なお、酸化防止スプレーは使用しないこと、酸化防止スプレーの使用等不都合な工事施工があった場合は たとえ工事が進行済みであっても根本的な手直し(配管及び機器類の入替等)を命ずるので、特に注意し	
	・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出 (注) 強度試験の立会について、試験を第三者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、 JIS工場の場合は、立会者を定め、監督員の承認を受け、行うものとする。		・ステンレス鋼管の接合方法は、呼び径60Su以下の継手はSAS322による拡管式とする.	て施工すること。 また、手直し工事は受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。	
	010上物が物口は、立立省でため、面目具の外部で文制、11プものとする.		◎冷媒管に使用する断熱材被覆銅管の断熱厚さは、液管は10mm以上、ガス管を20mm以上とする.	◎エアパージについては、製造者指定の方法により行う. 製造者の指定がない場合は、真空ポンプは15分以上運転し、低圧ゲージの指針が-0.1MPaになっていること	
			◎配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3).	確認し、配管内を冷媒で充満させること. なお、非共沸混合冷媒(R407C、R410A等)を系内へ充填する場合は液相で行うこと、また、改修等で冷媒	
			・床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、 掘削土の良質土で埋め戻す。	補充する場合は、配管系内の冷媒を全て抜いた後、新規に系内に液相で充填を行うこと。	
			・地中配管は次による (標仕<2>2.7.1, 監理指針<2>2.7.1, 標準図 [機材2]).	◎空調機等の取り外しに際し、空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い空気中に飛散させてはならな	
			・排水管 標仕の当該事項に従い根切り底には再生クラッシャーランを遣り方にならい敷き込み, 突き固めた後, 管をなじみ良く布設する。埋め戻しは, 砂の類で管の周囲を埋め戻し	◎空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。	
			十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う. ・排水管以外 管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、	家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること.	
			埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う.	・スリーブ材料については、(標仕 <2>2.2.27, 監理指針 <2>2.27)による. 貫通部の処理については、 (標仕 <2>2.8.1, 標準図 施工1, 監理指針 <2>2.8.1)による.	
			・水圧試験, 満水試験, 気密試験等は, 配管途中若しくは隠ぺい, 埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は被 覆施工前に行う (標仕 <2>2.9.1).	なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる.	
				・既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開けは,原則としてダイヤモンドカッターによる. また,穴開けの際は施工に先立ち,鉄筋の有無を検査すること.	

阿南市	富岡	町ト	ノ田	Ţ 1	2番:	地3
	阿	南市	市 彳	设 i	所	
教育委	員会	教育	育部	教	育総	務認
	(08	884)	22-	-329	9	

●工事		●縮尺		設 計	図面番号
	長生小学校空調改修工事		NON		
●図面	名	●年月		島東	M-5
	特記仕様書⑤	4	令和6年4月	(3)	

・弁類は JIS 5kgf/cm² とする.ただし,特記部分は JIS 10kgf/cm²とする. - 17 空気調和設備・換気設備 18 その他工事 天井撤去・張替及び養生 図示 (M-13図面) ◎屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/moのものを使用し、塗装不要とする. エアコン撤去・新設に伴う養生 撤去及び新設する室内機に対し、4mの養生を見込む。 ◎機器には名称及び記号を、配管及びダクトには識別表示・用途・流れ方向を記入する.(標仕〈1〉1.7.4) 仕様:アルミ製 内外枠共額縁 450角 開口補強共 なお、屋外及び水気のある場所(弁桝内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は 天井点検口 耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアク リル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする. ・屋外の金属製防水形プルボックスは焼付塗装とする. (ステンレス製を除く。) ◎分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議に より図面表示と多少相違させてよい. ・カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で要途別表示を行う. なお, 屋外部分の表示はエッチング 文字とする. │◎盤内, 幹線プルボックス内, ケーブルラック上の要所, マンホール・ハンドホール内, その他の要所には合成 樹脂製,ファイバ製等の表示札等を取付け,回路の種別,行先等を表示する. なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く、)及びマンホール・ハンドホール内 の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする. ◎機材の検査に伴う試験については、標仕〈1〉1.4.6により行う.製造者において試験方法を定めている項目に ついては、試験要領書を提出する. ◎試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1, 2.2)を参考とする. ◎低圧屋内配線,弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う. ◎改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は,工事着手前及び工事完了後に既設 配線の絶縁抵抗を測定する. ・最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠ぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が 二重天井の場合に限る.) | ◎太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は,増締確認の表示を行う. ・PF管は波付一重管,タイプ-25とする. ・接地極の材料は次表を基準とする. なおEBはL=1,500mmとする。 接地の種類 記号 接地抵抗値 接地極 共同接地 EAED 10Ω以下 EB(14φ)×3連-2組 10Ω以下 EB(14φ)×3連-2組 A種 ΕA 150/Is Ω B種 EΒ EB(14φ)×3連-2組 Is: 1 線地絡電流 100以下 EB(14φ)×3連-2組 ΕD 100Ω以下 $EB(10\phi)\times 1$ 避雷用 ΕL 10Ω以下 EP(t 1.5×□900)×1 高圧避雷用 ELH 10Ω以下 EB(14φ)×3連-2組 ・接地極の埋設位置には、その近くの適切な箇所に接地極埋設標(黄銅製)を設ける、ただし、電柱及び屋外灯の 場合並びにマンホール及びハンドホール等で埋設位置が明確な場合の接地埋設表は、省略することができる. ◎本工事の施工にあたっては、電気工事士法に基づく資格者により行うこと. なお、電気工事士法に基づく資格と工事の範囲は次表のとおり. 自家用電気工作物(最大電力500kW未満) 資 格 一般用電気工作物 600V以下 非常用 ネオン設備 (電線路を除く 予備発電装置 第一種電気工事士 0 0 0 第二種電気工事士 × X 0 認定電気工事従事者 0 特殊電気工事資格者 0 (ネオンエ事) 特殊電気工事資格者 (非常用予備発電装置) ※ 最大電力500kW以上の自家用電気工作物については、選任されている電気主任技術者の指揮のもと、本表に準じた 資格者で行う. ◎屋内機が天井吊形、カセット形の場合の設置は、「標仕」及び「標準図」に従い行う(標仕⟨3⟩2.1.13 なお、振れ止め (締め具含む) は亜鉛めっき仕様とする. 振れ止め(4面) <u> (吊りボルト長が1.0m以上の場合)</u> <u>_____</u> ゙ダブルナット ●工事名 長生小学校空調改修工事 阿南市富岡町トノ町12番地3 ●縮尺 設 計 図面番号 NON 阿南市役所 ●図面名 特記仕様書⑥

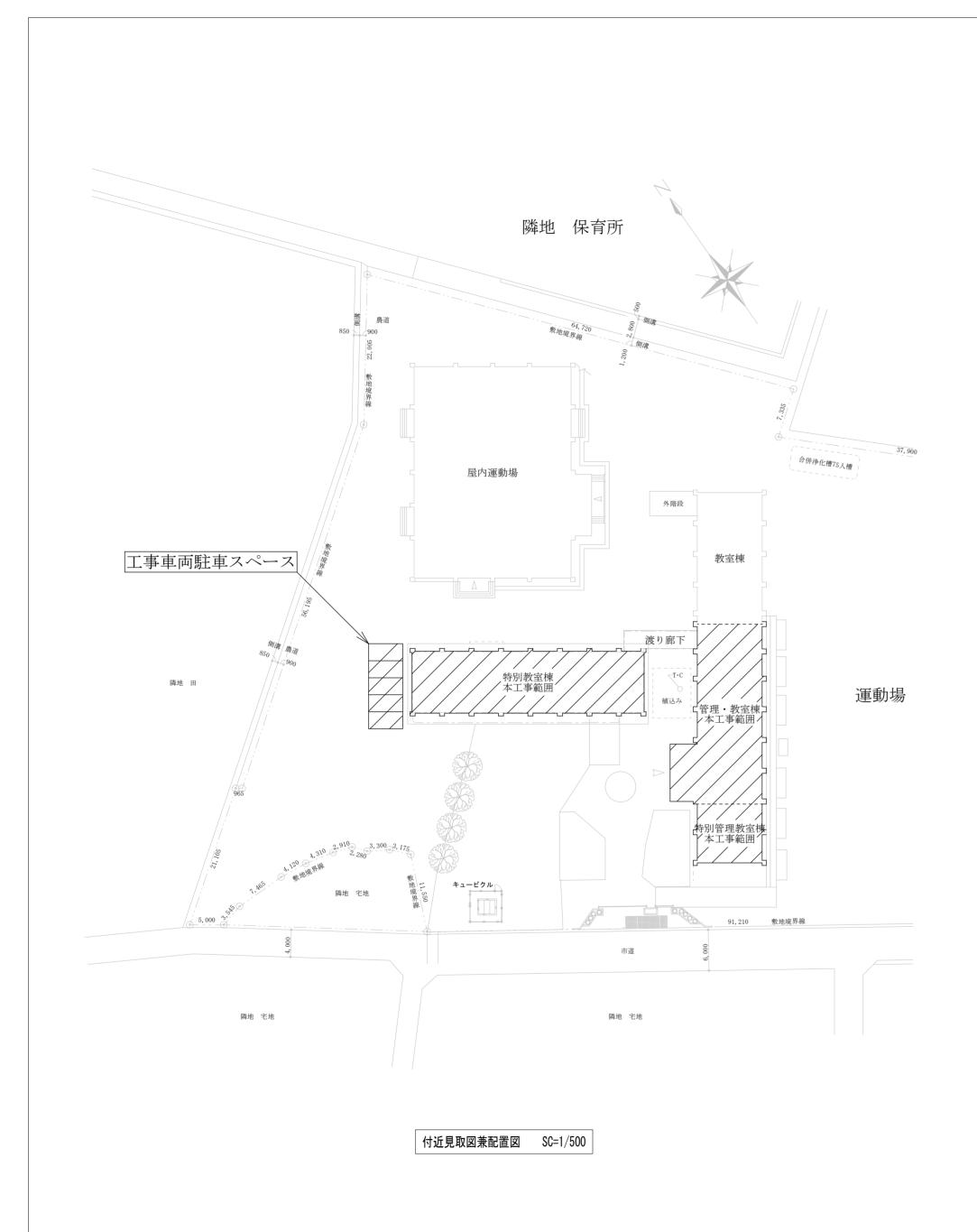
教育委員会 教育部 教育総務課

(0884) 22-3299

●年月

令和6年4月

M-6



【機器表(既設)】

S. S. 4 8 µ	<i>₽</i> ₩		電気	〔仕様	台数	設置場所	農老(口采)	
シンボル	名 称	仕 様 -	φ	V	一台剱	□は本工事	備考 (品番)	
	空冷ヒートポンプ式	天吊形	1	200	1	【管理・教室棟】	室内機:SPW-TRP80A(三洋電機空調㈱	
ACP	パッケージエアコン	冷房能力: 7.1kW、暖房能力: 8.0kW				1 階職員室	┃ ▽室外機:SPW-CHRVP80A2(三洋電機空調㈱	
既1		室外機質量:67.0kg、冷媒:R410A						
【撤去】		附属品:ワイヤードリモコン、コンクリート基礎プロック						
	空冷ヒートポンプ式	床置形	1	200	1	【特別管理教室棟】	室内機:PSA-J56GA9(三菱電機㈱)	
ACP	パッケージエアコン	冷房能力: 5.6kW、暖房能力: 6.3kW				1 階校長室	■ 室外機: PUH-J56SGA9(三菱電機㈱)	
既2		室外機質量:71.0kg、冷媒:R22						
【撤去】		附属品:リモコン、コンクリート基礎ブロック【移設再使用】						
	空冷ヒートポンプ式	壁掛形	1	200	1	【管理・教室棟】	室内機:PKA-J40SGAH9(三菱電機㈱)	
ACP	パッケージエアコン	冷房能力: 4.0kW、暖房能力: 4.5kW				1 階 保 健 室	室外機:PUH-J40SGA9(三菱電機㈱)	
既3		室外機質量:51.0kg、冷媒:R22						
【撤去】		附属品:ワイヤレスリモコン、コンクリート基礎プロック【移設再使用】						
	空冷ヒートポンプ式	天吊形	1	200	1	【特別管理教室棟】	室内機:FHYP80M(ダイキン工業(株))	
ACP	パッケージエアコン	冷房能力: 7.1kW、暖房能力: 8.0kW				3 階図書室	室外機:RZYP80MV(ダイキン工業㈱)	
既4		室外機質量:67.0kg、冷媒:R410A						
【撤去】		附属品:ワイヤードリモコン、コンクリート基礎プロック						
	空冷ヒートポンプ式	天吊形	3	200	2	【特別教室棟】	室内機:SPW-TRP140A1(三洋電機㈱)	
ACP	パッケージエアコン	冷房能力: 12.5kW, 暖房能力: 14.0kW				2階多目的ホール	│ 室外機:SPW-CHRVP140A1(三洋電機㈱	
既5		室外機質量:88.0kg、冷媒:R410A						
【撤去】		附属品:ワイヤードリモコン、コンクリート基礎プロック【再使用】						
<u> </u>								

【機 器 表(新設)】

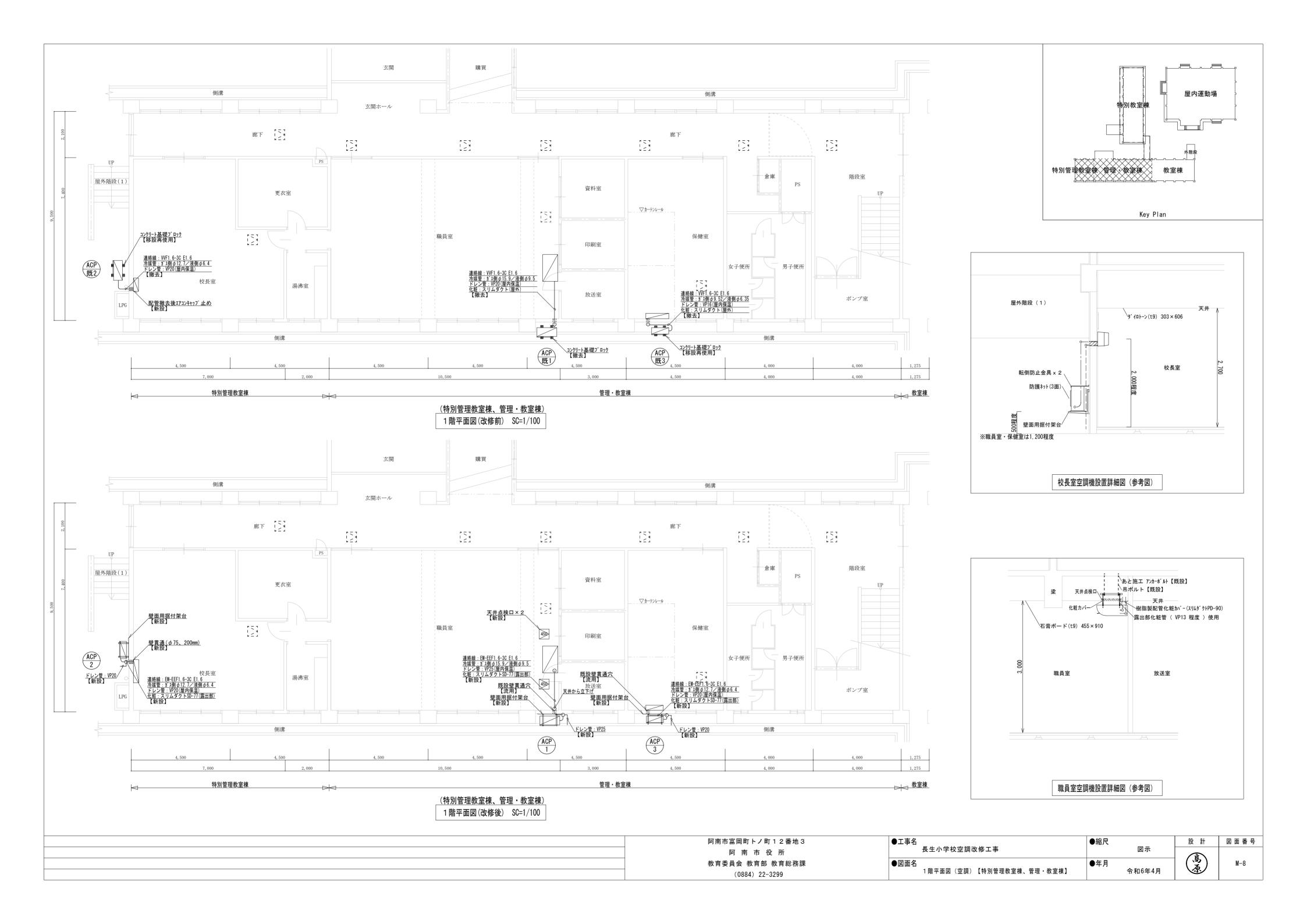
ンンボル	名 称	 	電気	,仕様	台数	設置場所	 備考(参考品番)
ノハル	12 17	14 1*	φ	V	口奴	○ は本工事	
	空冷ヒートポンプ式	天吊形	3	200	1	【管理・教室棟】	RCSA11243MU(東芝キヤリア)
ACP	パッケージエアコン	冷房能力:10.0kW, 暖房能力:11.2kW				1 階 職 員 室	
1		圧縮機: 2.16kW、室外機質量:76.0kg、冷媒: R32					
新設】		附属品:ト゚レンアップキット、ワイヤードリモコン、防護ネット(3面)、転倒防止金具、壁面用据付架台					
	空冷ヒートポンプ式	壁掛形	1	200	1	【特別管理教室棟】	RKSA05643JMU(東芝キヤリア)
ACP	パッケージエアコン	冷房能力:5.0kW, 暖房能力:5.6kW				1 階校長室	
2		圧縮機: 1.11kW、室外機質量: 40.0kg、冷媒: R32					
新設】		附属品:ワイヤレスリモコン、防護ネット(3面)、転倒防止金具、壁面用据付架台					
	空冷ヒートポンプ式	壁掛形	1	200	1	【管理・教室棟】	RKSA05043JMU(東芝キヤリア)
ACP	パッケージエアコン	冷房能力:4. 5kW, 暖房能力:5. 0kW				1 階 保 健 室	
3		圧縮機: 0.92kW、室外機質量:40.0kg、冷媒:R32					
【新設】		附属品:ワイヤレスリモコン、防護ネット(3面)、転倒防止金具、壁面用据付架台					
	空冷ヒートポンプ式	天吊形	3	200	1	【特別管理教室棟】	RCSA11243MU(東芝キヤリア)
ACP	パッケージエアコン	冷房能力:10.0kW, 暖房能力:11.2kW				3 階図書室	
4		圧縮機: 2.16kW、室外機質量:76.0kg、冷媒: R32					
【新設】		附属品:ドレンアップキット、ワイヤードリモコン、防護ネット(3面)、転倒防止金具、コンクリート基礎プロック【再使用】					
	空冷ヒートポンプ式	天吊形	3	200	2	【特別教室棟】	RCSA14043MU(東芝キヤリア)
ACP	パッケージエアコン	冷房能力:12.5kW, 暖房能力:14.0kW				2階多目的ホール	
5		圧縮機: 3.21kW、室外機質量:76.0kg、冷媒: R32					
【新設】		附属品:ワイヤードリモコン、防護ネット(3面)、転倒防止金具、コンクリート基礎プロック【再使用】					
	空冷ヒートポンプ式	壁掛形	1	200	1	【特別教室棟】	RAS-5622T(W)(東芝キヤリア)
ACP	ルームエアコン	冷房能力:5. 6kW, 暖房能力:6. 7kW				2 階相談室	
6		圧縮機: 1.10kW、室外機質量:37.0kg、冷媒:R32					
【新設】							

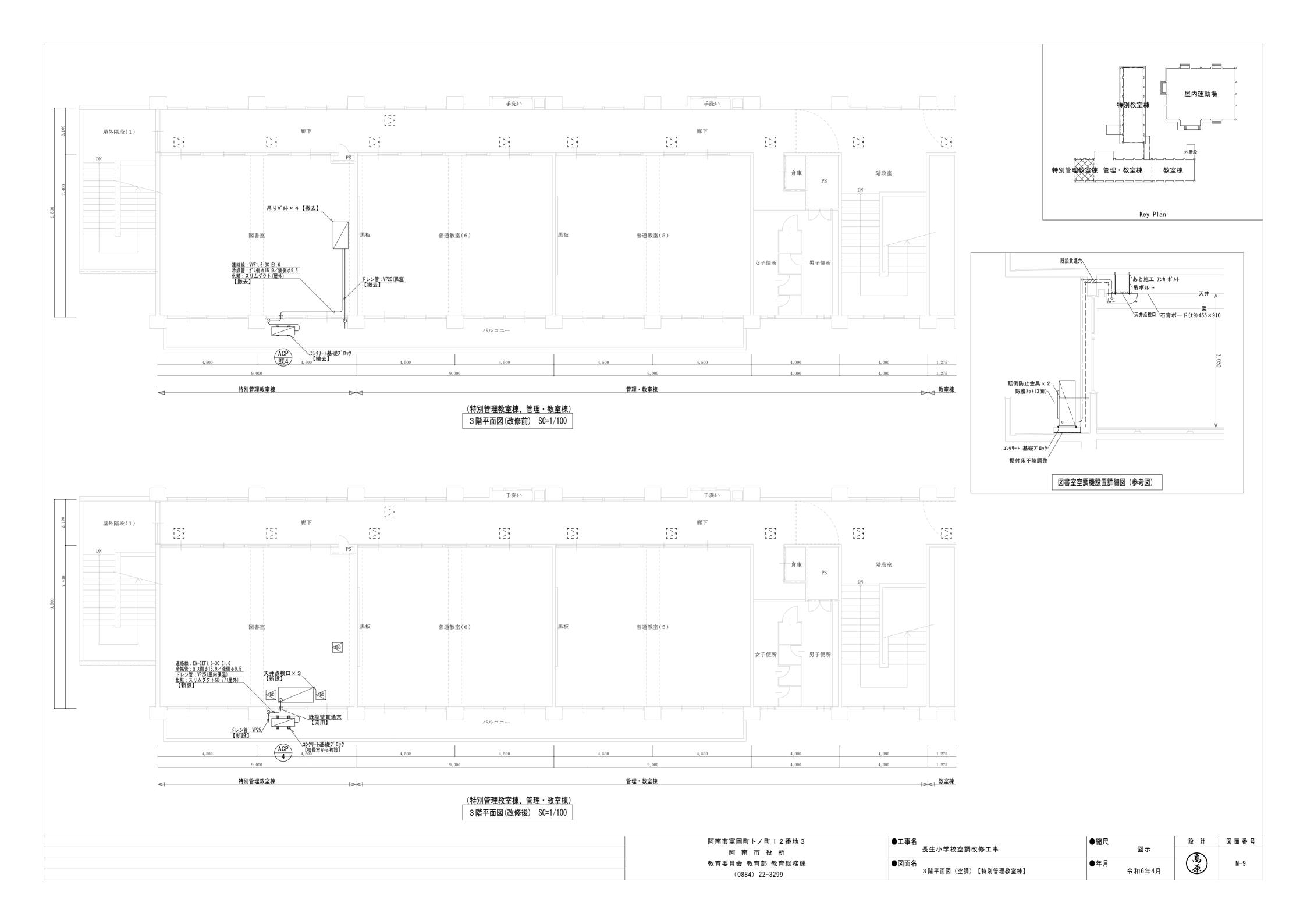
阿南市富岡町トノ町 1 2番地 3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299

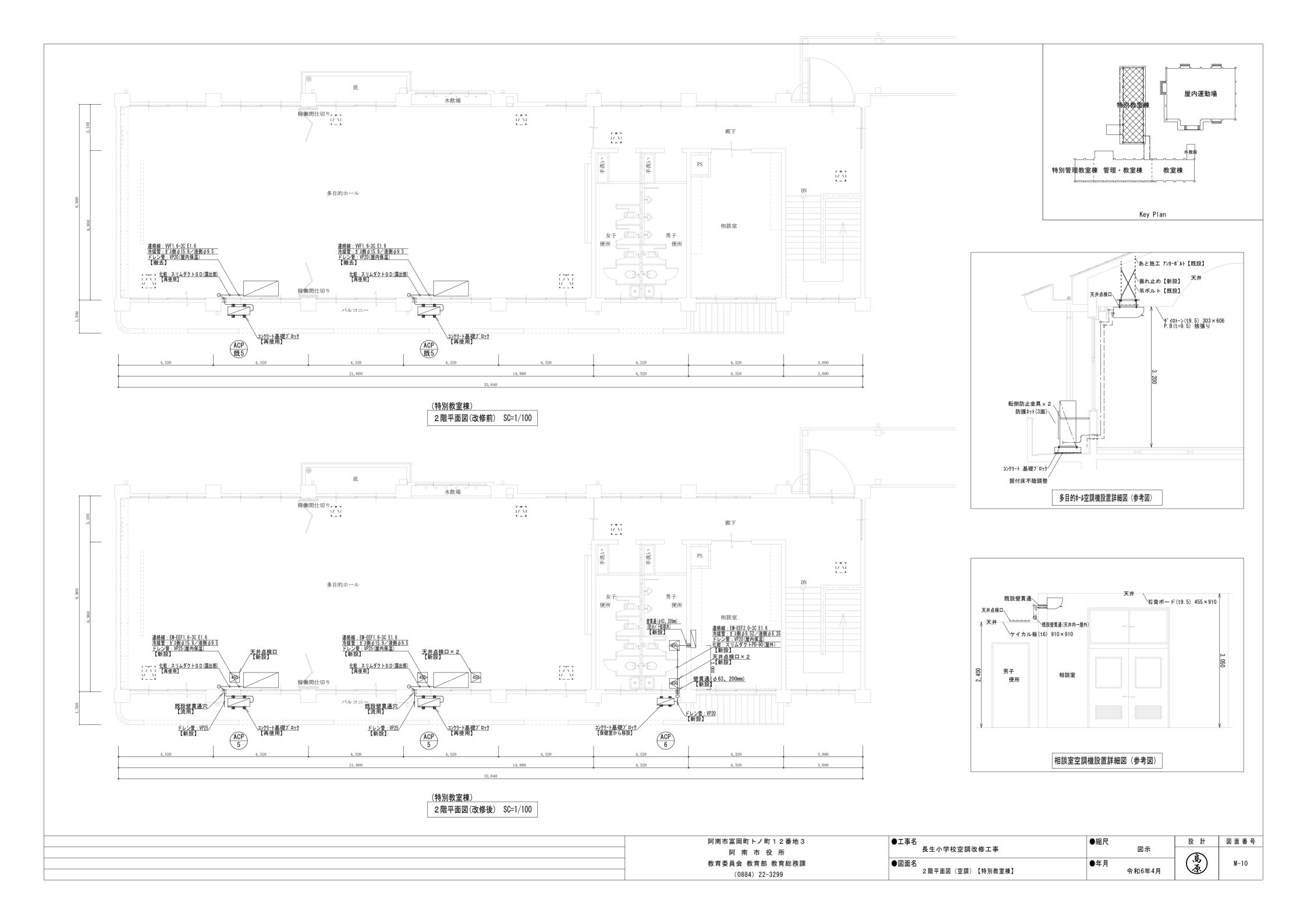
●工事名	長生小学校空調改修工事	●縮尺	NON
●図面名	付近見取図兼配置図、機器表	●年月	令和6年4月

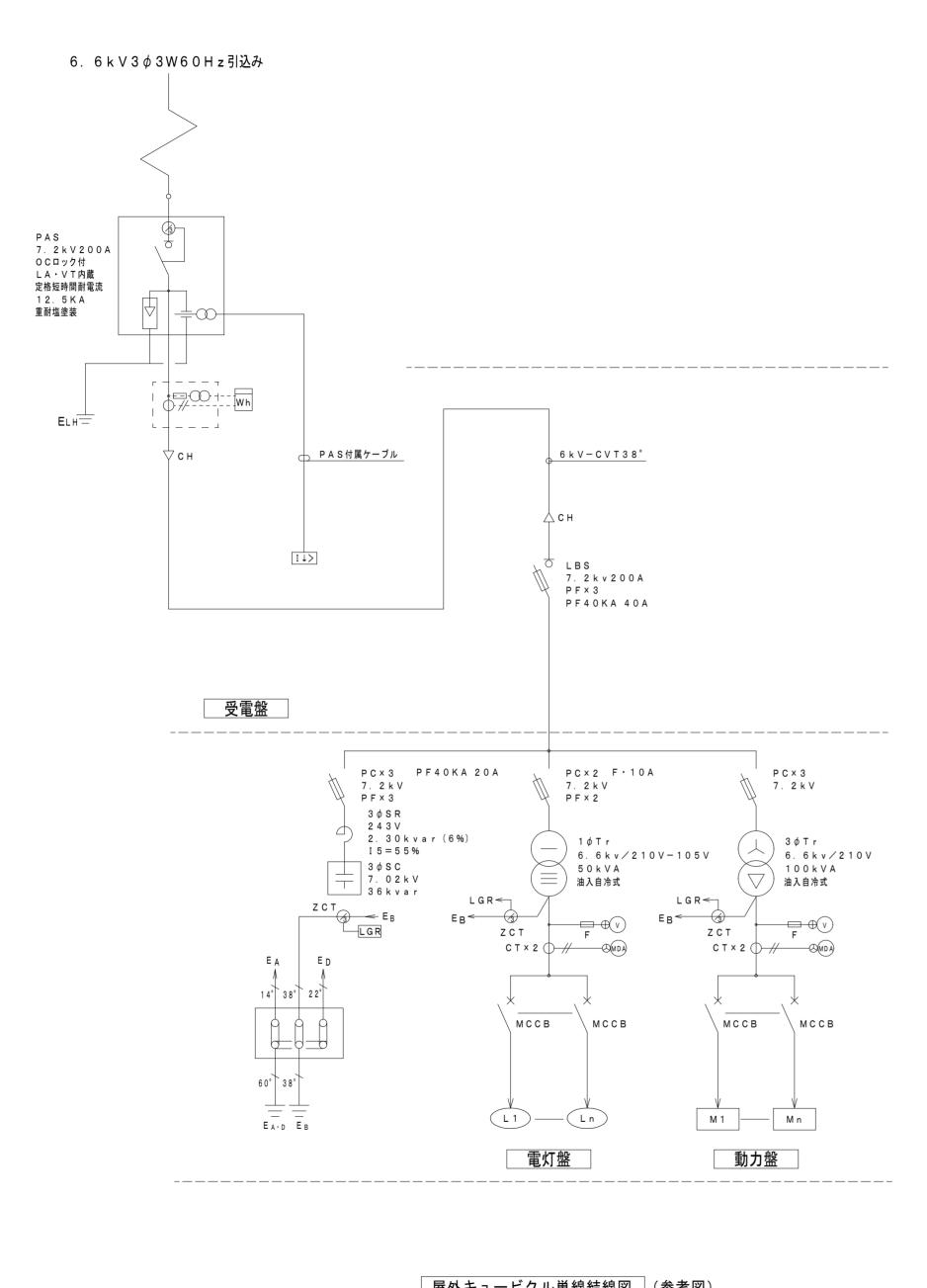
設計 図面番号

M-7









低 圧 配 電 盤 接 続 表

盤名称	系 統	回路番号	配線用遮断器	負荷容量	負荷名称	備考	
電灯盤							
		<u>L1</u>	3 P 2 2 5 / 1 2 5		特別教室棟電灯		
		<u>L2</u>	3 P 2 2 5 / 1 2 5		体育館電灯		
		<u>L3</u>	3 P 2 2 5 / 1 2 5		本館南電灯		
	1 Ø T r	<u>L4</u>	3 P 100/75		本館北電灯		
	1 φ T r 5 0 k V A	L 5	2 P 5 0 / 4 0		プール電灯		
			3 P 2 2 5 A F × 1		予備スペース		
			2 P 5 0 / 2 0	1.00	盤内電源		
動力盤							
到り血		P 1)	3 P 100/100	21.0 kW	教室棟空調機		
		P 2	3 P 100/100	19.5 kW	管理・教室棟空調機		
		P 3	3 P 100/100	22.5 kW	特別教室棟 空調機		
	3 ¢ T r 1 0 0 k V A	P 4	3 P 5 0 / 5 0		特別教室棟動力	食器保管庫	
	100kVA	P 5	3 P 5 0 / 3 0		本館棟動力	揚水ポンプ	
		P 6	3 P 5 0 / 3 0		消火ポンプ	防火区画取付	
			3 P 2 2 5 A F × 1		予備スペース		MCCBE
			3 P 5 0 / 3 0		予備		
		(P 2)	3P 125/125	26. 1 kW	管理・教室棟空調機		

改修内容 ①回路〈P2〉のブレーカ取替

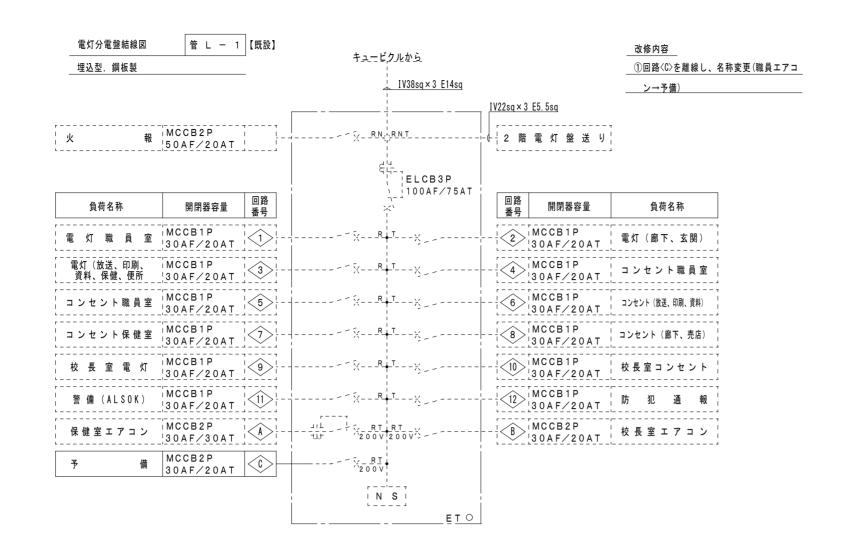
屋外キュービクル単線結線図 (参考図)

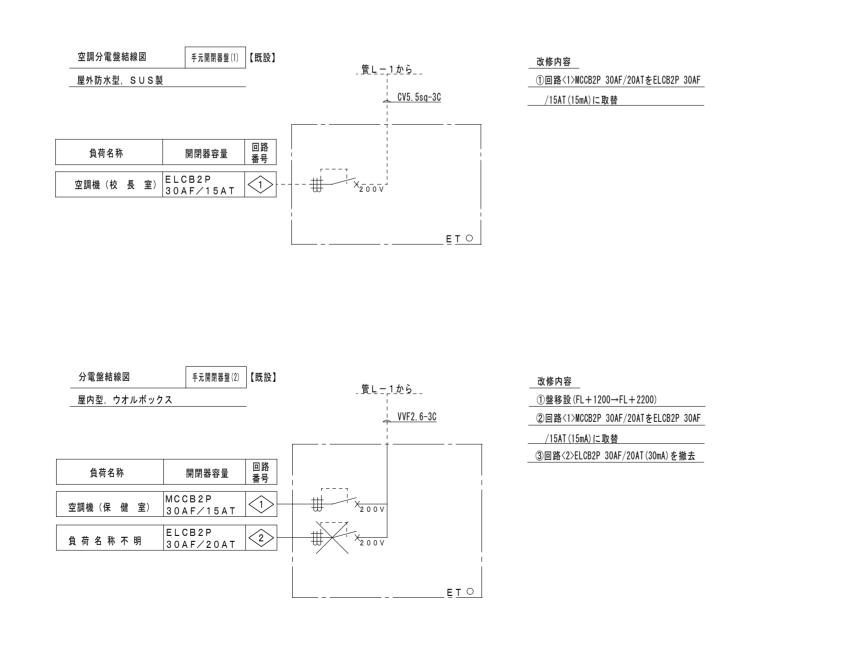
阿南市富岡町トノ町12番地3 阿南市役所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299

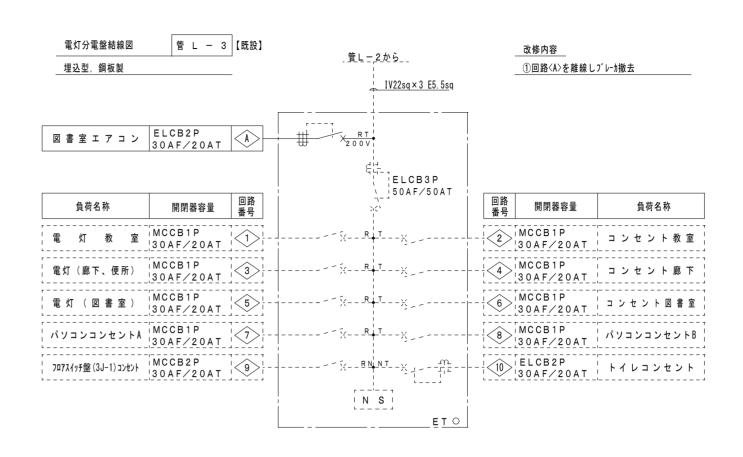
●工事名	長生小学校空調改修工事	●縮尺	NON
●図面名	キュービクル結線図	●年月	令和6年4月

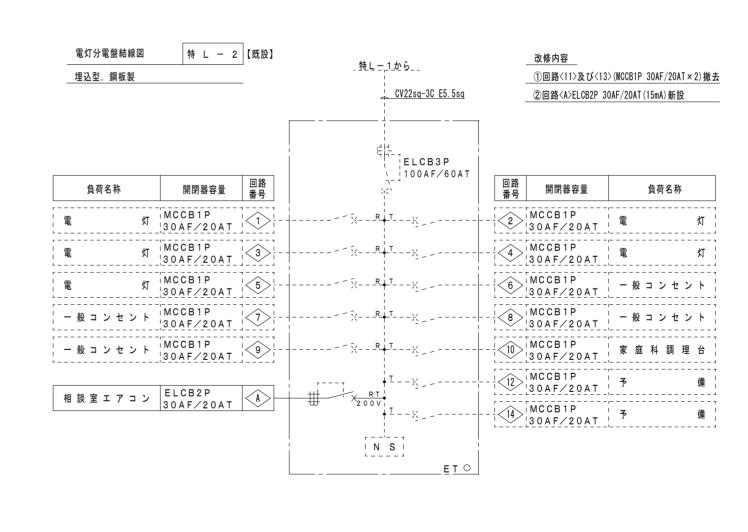
図面番号

設 計







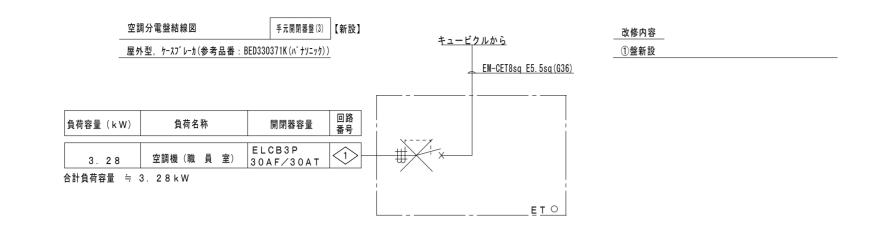


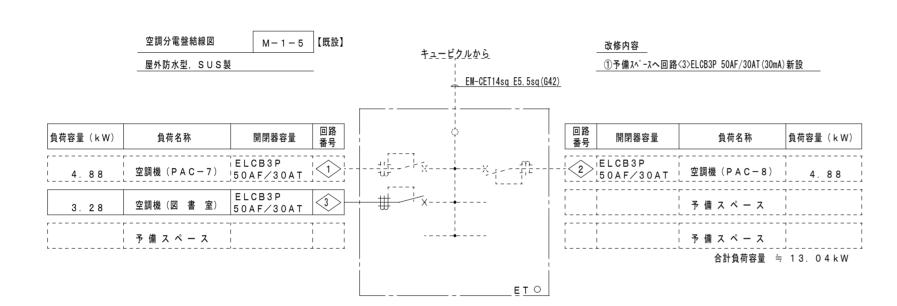
阿南市富岡町トノ町12番地3				
阿南市役所				
教育委員会 教育部 教育総務課				
(0884) 22-3299				

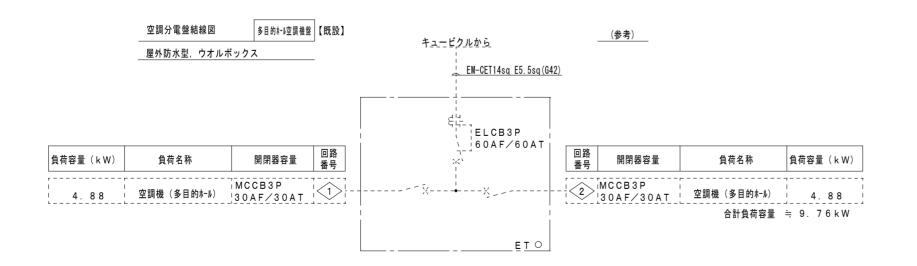
工事名		●縮尺		設	計
	長生小学校空調改修工事		NON	(E	·
図面名		●年月			
	電灯盤結線図		令和6年4月		シ

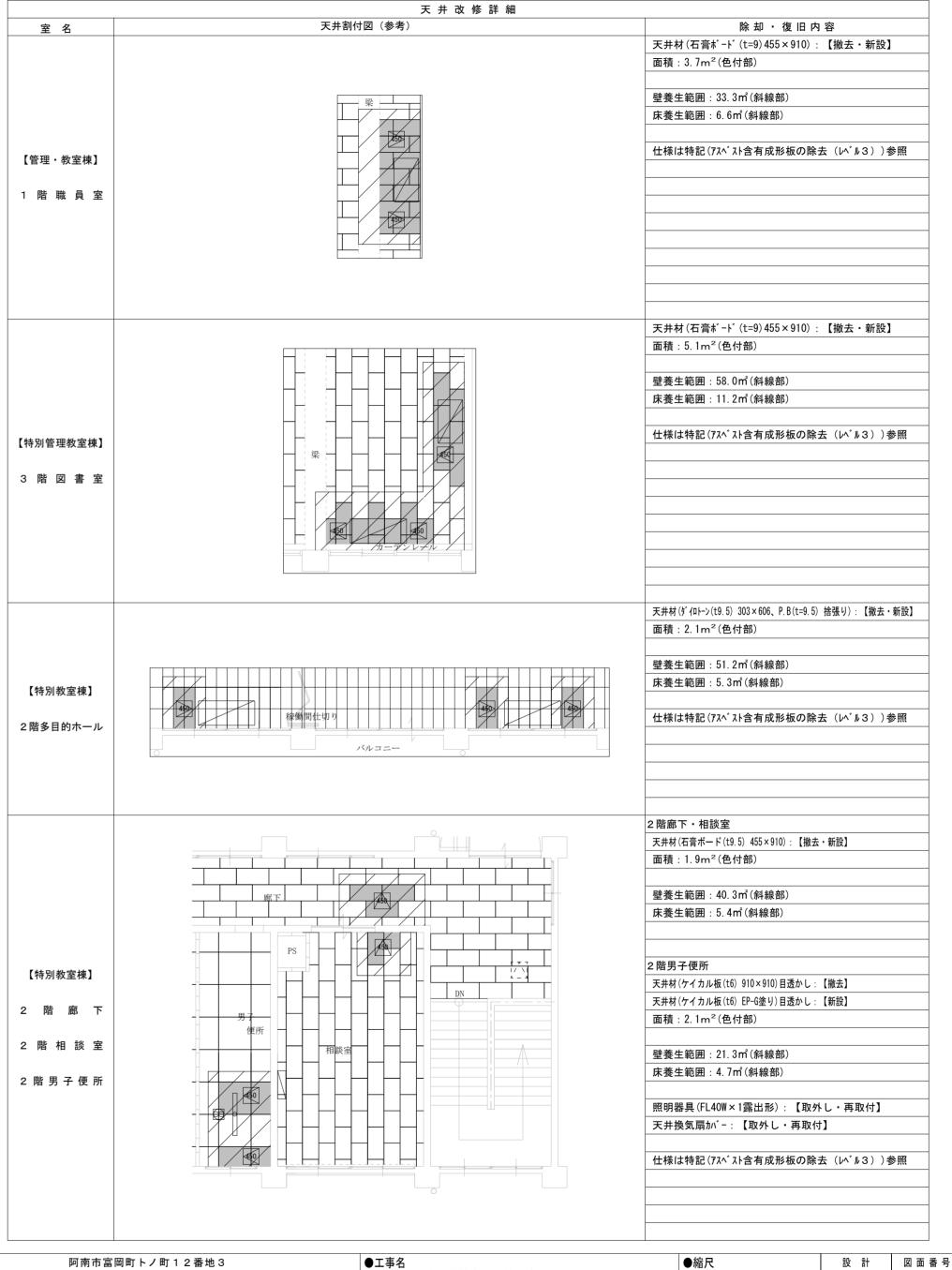
図面番号

M - 12









阿南市富岡町トノ町 1 2 番地 3 阿 南 市 役 所 教育委員会 教育部 教育総務課 (0884) 22-3299 ●工事名
長生小学校空調改修工事

●図面名
動力盤結線図・天井改修詳細

●縮尺
NON

●年月

令和6年4月

M - 13

